

## 労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

彦根労働基準監督署（署長 本城自由）は、本年5月に発生した労働災害（死亡1名）について、長浜市の電気機械器具製造業、サンオクト株式会社（注）と同社の第一生産部部長（男性、35歳）を、労働安全衛生法違反の疑いで、本日、大津地方検察庁に書類送検した。

この労働災害は、本年5月10日、長浜市神照町にある同社工場において、自動ドアセンサーの基盤にICチップを装着する機械の修理・点検作業を行っていたところ、同機械内のICチップを載せた金属製のテーブルが突然大きく動き、同社第一生産部の従業員（男性、29歳）が機械とテーブルの間に腹部を挟まれ、翌日死亡したというものである。

当署の捜査の結果、第一生産部部長は、機械の修理・点検作業において、機械を運転させながらでなければ同作業が行えない場合、労働者に危険が及ばないように措置を講じることが労働安全衛生法で定められているにもかかわらず、何ら措置を講じていなかったものである。

注 労働安全衛生法第122条により、法人も処罰の対象となる。

### 1 被疑者

サンオクト株式会社（滋賀県長浜市神照町 678 番地の 1）  
同 第一生産部部長（35 歳）

### 2 違反条文

労働安全衛生法第 20 条第 1 号  
労働安全衛生規則第 107 条第 1 項

#### 【罰則】

労働安全衛生法第 119 条第 1 号（6 ヶ月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金）

#### 【両罰規定】

労働安全衛生法第 122 条

### 3 違反事実

被疑者は、平成 19 年 5 月 10 日、滋賀県長浜市神照町にある被疑会社工場において、機械の修理・点検作業を労働者に行わせるにあたり、機械の運転を停止させなければならぬところ、機械の運転を停止させることなく、さらに機械を運転させながらでないと同作業を行えない場合は、労働者に危険を及ぼさないような措置を講じなければならぬにもかかわらず、何ら措置を講じていなかった。

### 4 その他

関係法令は別添のとおり。

## 労働安全衛生法

(事業者の講ずべき措置等)

第二十条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備(以下「機械等」という。)による危険
- 二 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- 三 電気、熱その他のエネルギーによる危険

(罰則)

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の三第五項、第五十七条の四第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項(第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第九十七条第二項、第百四条又は第百八条の二第四項の規定に違反した者
- 二 第四十三条の二、第五十六条第五項、第八十八条第七項、第九十八条第一項又は第九十九条第一項の規定による命令に違反した者
- 三 第五十七条第一項の規定による表示をせず、若しくは虚偽の表示をし、又は同条第二項の規定による文書を交付せず、若しくは虚偽の文書を交付した者
- 四 第六十一条第四項の規定に基づく厚生労働省令に違反した者

(罰則)

第百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

## 労働安全衛生規則

(そうじ等の場合の運転停止等)

第百七条 事業者は、機械(刃部を除く。)のそうじ、給油、検査又は修理の作業を行なう場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を停止しなければならない。ただし、機械の運転中に作業を行なわなければならない場合において、危険な箇所に覆(おお)いを設ける等の措置を講じたときは、この限りでない。

2 事業者は、前項の規定により機械の運転を停止したときは、当該機械の起動装置に錠をかけ、当該機械の起動装置に表示板を取り付ける等同項の作業に従事する労働者以外の者が当該機械を運転することを防止するための措置を講じなければならない。